

豊川市監査公表第24号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成26年5月26日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	戸	莉敏
同	野	本逸郎

別紙

監査結果に基づく措置通知書（建設部建築課）

監査実施期間 平成26年1月 7日から
平成26年2月18日まで

豊川市監査公表第12号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 木造住宅耐震改修費補助金及び木造住宅段階的耐震改修費補助金の交付要綱に規定する対象者、対象経費に不明確な点が見受けられるので、補助金交付要綱を見直されたい。</p> <p>2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定に基づく認定申請手数料の収納事務について、レジスターを用いて領収書を発行しているが、出納員及び分任出納員に関する規則第3条に規定するよう改善されたい。</p>	<p>1 木造住宅耐震改修費補助金及び木造住宅段階的耐震改修費補助金の交付要綱については、規定する対象者、対象経費を平成26年5月1日付で見直した。</p> <p>2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定に基づく認定申請手数料の収納事務について、レジスターを用いての領収書の発行については、平成26年4月1日より、出納員及び分任出納員に関する規則第3条に規定した。</p>

(注) 上表の措置状況は、平成26年5月8日現在のものである。